

## 渋谷区バドミントン協会会員登録規則

第1条（登録資格）本協会に登録できる者は区内に在住、在勤、在学する個人、及び区内に本拠地を定め区内で活動する団体に所属し、専ら区内で活動する個人とする。

但し、上部団体の大会（都民体育大会、東京都支部対抗大会等）に当区以外から出場している者は登録できない。

第2条（登録の申し込み）会員となるには別に定める登録用紙に必要事項を正確に記入し登録料を添えて申し込むこと。

第3条（登録の単位）登録は個人を単位とするが、区内に所在する職域団体等の団体に所属する者はその団体を通じて一括登録することができる。これを団体という。但し団体登録は6名以上とする。

第4条（登録の時期）登録は継続登録、新規登録及び団体構成員の追加登録とし、次の時期までに行うものとする。

継続登録とは、前年度に登録している者が次年度も継続して登録すること。継続登録、新規登録とも、年度始めを原則とするが、新規登録と団体構成員の追加登録については、7月末及び12月末に受け付ける。

第5条（登録の受付と可否判定）

(1) 理事会は登録の申請を受けたときは次の事項を勘案して、その可否を判定する。

- ①. 登録資格者であるか。
- ②. 登録申請書の記入事項は正しいか。
- ③. 団体登録の場合、その団体が当区内に主たる活動の場を持っているか。

(2) 理事会は、登録の可否を速やかに判定する。判定が正確に行えない場合は、在住、在勤、在学を証明できるもの及び団体にあつては、それが当区内に所在し活動を行っていることが判断できる規約、名簿、スケジュール等を提出させるものとする。

(3) 理事会は、担当理事を指名し、その者にこの判定を行わせることができる。

(4) 追加登録は、各月ごとの登録受付を7月末及び12月末以降の理事会に諮り、その承認を受けるものとする。

承認を受けた場合の効力は、前月末に生じたものとする。

第6条 (登録料) 登録を拒否する場合以外登録料は返還しない。

第7条 (登録の効力) 登録の効力は、登録を認められたときからその年度以内とする。

付則 1. この規則は昭和55年4月1日から適用する。

2. 平成5年4月14日の改正は平成5年4月1日から適用する。

3. 平成11年5月20日の改正は平成11年4月1日から適用する。

4. 団体登録の場合、その構成員の50パーセント以上は区内に在住、在勤、在学している者であること。(これを区内者と言う) その他の構成員は、渋谷区内を主な活動の場所としている者であること。(これを区外者と言う)

なお、本規則第1条のただし書き以下の項は、区外者で過去3年以上区内者登録した者で、現在区外者であるが、区内者登録時から継続して登録している者については、適用しない。

5. 平成15年4月1日に改正する。

6. 平成16年4月1日に改正する。

7. 平成22年4月1日に改正する。